

第21回 定例総会議事録

1. 日 時 令和4年12月9日（金）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

14名

1番 朝来野 清 2番 阿部 清 3番 大野 功二
4番 平山 孝行 5番 得丸 芳昭 6番 齊藤 耕一
7番 秋吉 和行 8番 加藤 隆生 9番 齊木 清範
10番 長尾 栄作 11番 脇 文夫 12番 筒井 昌一
13番 二宮 ナミ子 14番 中園 公雄

4. 欠席委員

0名

なし

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第21回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第21回定例総会を開会いたします。

本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員一同	異議なし
議長	<p>それでは、議事録署名委員に3番 大野委員さん、10番 長尾委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南西へ約850mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、耕運機、コンバイン、ハーベスター、田植機を各1台、軽トラックを3台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約80a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、2ページ 1番についてです。</p> <p>まず関連がある45ページ 1番について事務局より報告してください。</p>
事務局	45ページ 1番です。農地法第18条第6項通知で双方合意解約の通知です。解約後に借受人の息子さんが受人となる農地法第3条許可申請が2ページ 1番の案件となります。

議長	<p>続いて2ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分南高等学校より南西へ約1.6 kmに位置した農地であり、現地はダイコン、ネギ、サトイモが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地でダイコンを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約82a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より北東へ約2.5 kmから2.9km の距離に点在した農地であり、2筆は果樹、2筆はクリ、1筆はギンナン、3筆は露地野菜が栽培されており、2筆は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は申請地で露地野菜を栽培予定です。農機具は、トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、糶摺り機、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約202a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当とに意</p>

	見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立坂ノ市中学校より南西へ約800mに位置した農地であり、現地は保全管理の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地で露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、耕運機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約30a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、幸崎郵便局より東へ約70mの距離に位置した農地であり、現地はカボスが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地でカボスを栽培予定です。農機具はトラクターを2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約24a となり</p>

	<p>ます。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の4ページ 農地法第5条許可申請 1番は、関連する非農地証明願の審議を先に行います。26ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>26ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。所有者である願人が、4ページで農地法第5条許可申請の申請人です。申請人が所有している農地において宅地として利用している農地があり、農地法第5条申請許可申請の前に、非農地決定が可能かどうかという案件です。</p> <p>証明内容は、1965年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約1.7kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、26ページ 1番について採決します。</p> <p>26ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、26ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約1.7kmに位置する農地で、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南西約520mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、学校法人が運営するこども園の駐車場及び園庭用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

	見でした。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。 次に、5ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番についてです。46ページ 1番は関連がありますので、まず46ページの説明を事務局からお願いします。
事務局	46ページ 1番です。農地法第18条6項通知で、双方合意による解約の通知がでています。解約した農地を別の方と利用権を設定するというこ とで、5ページ 1番で申請がなされています。
議長	続いて、5ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での報告してください。
3番大野委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立小佐井小学校より東に約250mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定をける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において水稲、麦を栽培予定です。農機具は乾燥機、草刈機を各3台、トラクター

	<p>を2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約132a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ6ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北東へ約250mの距離に点在する農地であり、現地の4筆は耕起されており、2筆は保全管理の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地においてタカナ、カボチャを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台所有、田植機、コンバインを各1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約412a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ7ページ 2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
12番筒井委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報</p>

	<p>告です。申請地は、亀の井自動車学校より南西へ約900mの距離に点在する農地であり、現地の5筆は耕起されており、1筆はブロッコリー、サトイモ、ジャガイモが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地において小麦、野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、刈払い機を各2台、苗植付け機、草刈機を各1台、コンバインを1台借用しています。利用権設定後の経営面積は約108a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番得丸委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地はハウスでミツバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地においてミツバを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約116a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ、次の8ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	<p>8ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、前回と同内容です再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、前回と同内容での再設定です。</p> <p>9ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については前回と同内容で、期間を4年から5年に延長しての再設定です。</p> <p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、現在と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、同内容での再設定です。</p> <p>それぞれ地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、11ページ 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。</p>

11番協委員	<p>1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、井野辺病院より北西へ約350mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻、ニンジン、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクターを2台、田植機、コンバイン、籾摺り機、乾燥機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約45a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県立大分高等技術専門学校より南へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺り機、軽トラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約124a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ12ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターより南へ約680m圏内に点在する農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、コンバインを各2台、田植機、1.25 tトラックを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約88a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所より南へ約500mの距離に位置する農地であり、現地は耕起された状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約121a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ13ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より北東へ約450mの距離に点在した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稻を栽培する予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約137a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ14ページ 2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番長尾委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次小学校より北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はハウレンソウが栽培され、1筆は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借</p>

	<p>受人は、申請地においてピーマン、ナス、インゲン、カボチャ、ダイコン、ハウレンソウを栽培予定です。農機具は草刈機を4台、トラクター、耕運機、管理機を各2台、防除機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約89a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
4番平山委員	面積はほぼ同じですが、賃借料が違うのはなぜですか。
事務局	詳細については確認できていません。
議長	法人との賃借の場合についての説明を事務局よりお願いします。
事務局	この案件は、農地所有適格法人ではない法人が借受人となりますので、適正に農地を耕作していない場合は契約を解除するという解除条件付きの権利設定となっています。
議長	他に質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ15ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番平山委員	申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より南東へ約3km の距離に位置した農地であり、現地はハウレンソウが植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地におい

	<p>て野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、軽トラックを各2台、耕運機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約33aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の16ページからは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、現在と同内容での再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、現在と同内容での権利設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、現在と同内容での権利設定です。</p> <p>17ページ 4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、現在と同内容で権利設定です。</p> <p>5番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については、現在と同内容での再設定です。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容で、期間を3年から5年に延長しての再設定です。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらも権利については現在と同内容ですが、期間を10年から5年に短縮しての再設定です。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については、現在と同内容です再設定です。</p>

	<p>4番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利については現在と同内容ですが、期間を3年から5年に延長しての再設定です。</p>
議長	<p>これまでの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 次に19ページ 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。 説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、石合地区に位置した農地であり、現地は牧草が植えられていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培、和牛を飼育する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約209a となります。 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約1,294a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、次の20ページ 1番は筒井委員さんの案件ですので、筒井委員さんは一旦、退室をお願いします。</p> <p>(筒井委員退室)</p>
議長	<p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>20ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、真萱地区に位置した農地であり、現地は保全管理していました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約197a となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、20ページ 1番について採決します。</p> <p>本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、20ページ 1番は承認することとします。</p>

	<p>では、筒井委員さんは着席をお願いします。</p> <p>(筒井委員着席)</p>
議長	<p>では、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>21ページから23ページ 1番です。地権者から、これまで2、3年にわたり中間管理機構が借り管理していましたが、今回、全部で99筆を配分するという案件です。現地調査報告です。申請地は、中尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理され、基盤整備事業が行われています。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先はキク、ブドウ、イチゴを栽培する認定農業者で、契約成立後の経営面積は約645a となります。</p> <p>19ページ、21ページから23ページについて地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
5番得丸委員	<p>賃借権で期間が28年と長いですが、地権者は28年間農地を動かさない、返してもらえないということですか。</p>
事務局	<p>期間内であれば、農地法第18条第6項の双方合意解約の申請をすれば、解約は可能です。</p>
5番得丸委員	<p>解約したくても、ハウスの一部を返してくれないか、といったことになり、トラブルにならないでしょうか。</p>
事務局	<p>その場合は、地権者、中間管理機構、配分先とで協議していただくようになります。</p>
5番得丸委員	<p>そういったことにならないように、28年と長い期間をあえて設定しているのだと思いますが、相続等で地権者が代替わりをすることで、権利設</p>

事務局	<p>定を知らなかったということにならないでしょうか。</p> <p>地権者と中間管理機構は30年間の権利を結んでいますし、期間内であれば相続人に権利が相続されます。相続した地権者が売買などの何らかの事情で貸したくないとなったとしても、基本的に耕作者は保護されますので、合意解約は難しいと思われます。</p> <p>また配分先がハウスなどを建てた場合は、費用などの面からしても中間管理機構が期間内に合意解約することは考えられませんので、どうしても解約を希望する場合は、県を通じて話し合いになろうかと思えます。</p> <p>いずれにせよ、解約となれば地権者が耕作することが前提となりますので、そのようなことから権利設定期間内の解約は現実的ではないと思われれます。</p> <p>また、解約後の転用については、基盤整備が入っていますので転用の許可基準から考えても許可は難しいと思われれます。</p>
7番秋吉委員	<p>所有権と地上権はどちらが強いのでしょうか。</p> <p>農法上の権利は所有権より弱い権利でしょうか。</p>
事務局	<p>相対で借りている農地については、所有権が移転した場合、貸借を解消したいといわれても耕作者は従うしかありませんが、農地法第3条や利用権において貸借の権利を結んでいる場合は、所有権移転があっても法的に耕作権を主張することができます。</p>
4番平山委員	<p>地権者は何名いますか。</p>
事務局	<p>29名です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>

議長	<p>なければ、採決した「20ページ 1番」を除く、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、24ページ 第5号議案 非農地証明願 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>24ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2012年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立田尻小学校より南へ約1 km に位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、25ページ 1番について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>25ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1995年頃より耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立竹中小学校より北西へ約800mに位置した農地であり、現地は原野化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2005年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より東へ約1kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	<p>3番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、2002年頃より耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野中学校より北東へ約2.5kmに位置した農地であり、現地は山林化していました。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。

議長	なければ26ページ 1番は第1号議案に関連して審議していますので、26ページ 2番について、事務局より報告してください。
事務局	2番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は1989年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より南西へ約600mに位置して農地であり、現地は山林化していました。 地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ27ページ 1番について、事務局より報告してください。
事務局	27ページ 1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は、1982年頃より耕作放棄により原野化しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南西へ約1.4kmに位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議したところ、非農地相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、28ページ 第6号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番齊木委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立吉野小学校の南西約150mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、コンビニエンスストアの経営事業などを営む法人がコンビニエンスストアとして利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ29ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
14番中園委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターの南約1.5kmに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、飲食店の経営事業などを営む法人が、飲食店の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後は、その他2種農地に該当します。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、30ページ 第7号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の証明願について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>31ページの別紙にある13筆について、相続人より相続税の納税猶予の適格者であるという証明願の申請です。現地調査報告です。2筆はクリが栽培されているが保全管理の状態、2筆はミカン、ハクサイ等、2筆は花、クリ、カキ等、3筆はダイコン、ハクサイ、ブロッコリー、サトイモ等、4筆はハウレンソウ、キャベツ、ネギ、ミカン等が栽培されており、いずれも耕作されている状態でした。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、相続税の納税猶予特別措置について、申請者に対しての適格者の証明は相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第7号議案について採決します。</p> <p>第7号議案について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第7号議案は証明の発行を承認します。</p> <p>次の、32ページ 第8号議案 利用状況調査に係る非農地決定について、説明は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>32ページ 第8号議案です。利用状況調査に係る非農地決定について、それぞれの地区審議会で審議していただき、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第8号議案について採決します。</p> <p>第8号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成ですので、第8号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、33ページ 第9号議案 空き家に付属した農地指定について審議を行います。</p> <p>坂ノ市地区の委員さん、現地の状況の報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
3番大野委員	<p>申請地の地番、地積、申請者等については議案の通りです。現地の状況です。申請地は、大分市立丹生小学校から南東に約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は膝丈程度の雑草が生えていました。また今後、</p>

	<p>宮河内在住の所有者による維持管理も見込めない状態でした。 地区審議会でも審議したところ、指定相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>ありません。</p>
議長	<p>なければ、第9号議案について採決します。 第9号議案について、指定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第9号議案は空き家に付属した農地に指定します。 次の、34ページからの第10号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>34ページ、35ページです。農地法第3条の3届出で、時効取得または相続により農地を取得してという届出が合計で3件出ています。 36ページから38ページです。農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内の農地において、所有者自身が転用する届出が合計で15件出ています。 39ページから43ページです。農委法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内の農地において、権利移動を伴う転用の届出が合計で44件出ています。 44ページから47ページです。農地法第18条第6項通知で、戦前小作、利用権、3条賃貸借について双方合意による解約の通知が、合計で8件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

委員一同	ありません。
議長	なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。
事務局	特にありません。
議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 その他でなにかありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、これで第21回定例総会を閉会します。